

八王子中小企業市海外展開支援補助金

八王子市では、市内中小企業の海外展開を促進するため、海外に向けた販路開拓や海外拠点設立にかかる経費の一部を補助します。

補助金の対象となる事業	事業区分	補助対象経費
	市場調査	<ul style="list-style-type: none"> 海外戦略の作成に係る経費(謝金、コンサルティング料等) 市場調査に係る経費(旅費、宿泊費等の海外旅費に係る経費は除く)
	現地視察・商談会実施	<ul style="list-style-type: none"> 海外現地での商談マッチングに係る経費(マッチング先の選定、商談会の設定等) 海外における現地通訳に係る経費
	他言語対応	<ul style="list-style-type: none"> 企業・製品等に関する外国語版の資料作成費(翻訳・印刷等) 外国語版ウェブサイトの構築に係る経費(新規外国語版ウェブサイト構築費、既存外国語版ウェブサイトの分析及び改善、改修等)
	知的財産対策	<ul style="list-style-type: none"> 販路拡大のための海外特許出願に係る経費
	越境電子商取引活用	<ul style="list-style-type: none"> 越境電子商取引(越境EC)の導入に係る経費
	その他海外展開に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> その他、販路拡大のための海外展開に係る経費(人件費、旅費、宿泊費、日当を除く)
補助対象となる企業	八王子市内に本社または主たる事業所を有する 中小企業 。ただし 個人事業者 の場合は、八王子市に住民登録があるものに限る。	
補助率等	補助率2/3以内 上限50万円	

<p>申請方法</p>	<p>補助事業に着手する前に、下記の申請書類を郵送または持参にて産業振興推進課までご提出ください。</p> <p>①交付申請書(様式あり)</p> <p>②事業者が存在していることを証明するもの (会社・法人は登記事項証明書、個人事業者は住民票、開業届)</p> <p>③会社概要(パンフレット、ホームページのコピー等)</p> <p><個人事業者で、申請書欄に署名(自署)のみ記載した場合></p> <p>④申請者本人であることが確認できるもの</p> <p>※申請方法の詳細は市のホームページにてご確認ください</p>
<p>交付までの流れ</p>	<pre> graph TD A[事業者様 八王子市 事業者様] -- 交付申請書類の提出 --> B[交付決定通知] B --> C[補助事業の実施] C --> D[事業者様 八王子市] D -- 実績報告書類の提出 (補助事業完了後30日以内) --> E[交付確定通知] E --> F[事業者様 八王子市] F -- 交付請求書の提出 --> G[補助金交付] </pre>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算がなくなり次第、募集を終了します。 ・交付決定前に契約、着手した事業は対象外です。 ・令和2年度又は令和3年度に本補助金の交付を受けている事業者は申請できません。 ・本市の販路拡大支援補助金、同一の事由で交付される国、都、その他の機関の補助金との併用はできません。

【お問い合わせ・提出先】

八王子市役所 産業振興部 産業振興推進課
〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24-1 6階
電話: 042-620-7379 FAX: 042-627-5951
メール: b092000@city.hachioji.tokyo.jp